

# 簡易内管施工登録店施行要領

2019 年 4 月

京葉ガス株式会社

## 第1章 ガス事業 1

1. 都市ガスの使命 ..... 1
2. ガス事業法..... 1
3. 使用材料の基準 ..... 1

## 第2章 簡易内管施工登録店制度 2

- 第1節 総説..... 2
  1. 簡易内管施工登録店制度の導入..... 2
  2. 簡易内管施工登録店制度の主旨..... 2
  3. 簡易内管施工登録店の基本理念..... 2
- 第2節 簡易内管施工登録店制度の内容..... 2
  1. 簡易内管施工登録店 ..... 2
  2. 認定施工者..... 5
- 第3節 京葉ガスが実施する講習..... 6
  1. 新規保安講習 ..... 6
  2. 更新保安講習 ..... 6
  3. 保安講習修了証 ..... 7
- 第4節 簡易内管施工登録店の申請・届出に関する手続き ..... 8
  1. 受付場所 ..... 8
  2. 登録手数料等 ..... 8
  3. 保安講習受講料 ..... 8
  4. 登録申請手続き ..... 8

## 第3章 簡易内管工事事務取扱い 12

- 第1節 工事範囲 ..... 12
  1. 施工できる工事範囲 ..... 12
- 第2節 簡易内管施工登録店の施工 ..... 12
  1. 基本的考え方 ..... 12
  2. 簡易内管施工登録店の業務処理手順..... 12
  3. 登録店が施工できない工事範囲の取扱い ..... 13
  4. 京葉ガスへの工事報告 ..... 14
  5. 工事記録簿..... 14
- 第3節 京葉ガスが実施する工事検査 ..... 14
  1. 基本的考え方 ..... 14
  2. 不合格時の措置 ..... 14
- 第4節 工事材料の販売 ..... 15
  1. 購買登録の申請 ..... 15
  2. 材料の購買方法 ..... 15
  3. 入金遅延の場合の措置 ..... 17
  4. 返品..... 17
  5. 販売価格 ..... 17
  6. その他遵守事項 ..... 17

# 第1章 ガス事業

## 1. 都市ガスの使命

当社は暮らしに根差した都市ガスとして、多くのお客さまにご利用いただいています。

都市ガスは、多くのご家庭で快適な暮らしを支えるとともに、産業用・ビル冷暖房・地域熱供給などの分野でもご利用いただくなど、日常生活において欠かすことのできないエネルギーのひとつとなっています。

お客さまの暮らしと一緒に成長してきたこれまでの経験を活かし、生活・文化・健康の幅広い分野でお役に立てる総合生活産業としての事業展開も当社の大きな柱です。

このように、都市ガスをお使いいただいているお客さまに、安全かつ安定した都市ガスを供給するとともに、多様化するお客さまのニーズにいろいろな側面から対応し、信頼と期待に応え続けていくことが我々の使命です。

## 2. ガス事業法

ガス事業法は、ガス事業の運営を調整することによって、ガスの使用者の利益を保護し、及びガス事業の健全な発達を図るとともに、ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制することによって、公共の安全を確保し、あわせて公害の防止を図ることを目的としています。

そして、ガス工作物の工事はガス事業の固有の工事として位置づけられ、ガス事業法の規制に基づき運営されます。

ガス事業法は専らガス事業者を規制する法律ですが、簡易内管施工登録店（以下「簡易内管施工登録店」あるいは略して「登録店」といいます。）もまさしくガス事業の一翼の担い手であり、ガス事業の社会的使命を理解し、一般法である民法（瑕疵担保責任、不法行為責任等）・刑法はもとより当社の指示に従いガス事業法を遵守しなければなりません。

## 3. 使用材料の基準

ガス工事における使用材料は、ガス事業法で定められているため、それに従わなければなりません。しかしながら、市販で販売されている材料がガス事業法に適合しているかどうかの判断は非常に煩雑です。また、誤った材料の使用を避け、登録店の材料選定業務を効率化するために、当社にて材料販売を行うとともに、当社が一般に使用している工事材料の一覧表を提供します。

## 第2章 簡易内管施工登録店制度

### 第1節 総説

#### 1. 簡易内管施工登録店制度の導入

都市ガス業界では、マイコンメーターやフレキ管をはじめとする各種安全設備の開発・普及が進み、ガス工事の安全レベルが一層向上したことを踏まえ、安全の確保・安定供給を前提に、簡易なガス内管工事（工事範囲は後述）に対するお客さまの工事店の選択機会を拡大し、スピーディーな工事対応等、お客さまの利便性をより高めることを目的に、簡易内管施工登録店制度を導入していくこととしました。

当社でも、この制度の検討を行い、1999年4月より導入しました。

#### 2. 簡易内管施工登録店制度の主旨

（一社）日本ガス協会の資格である簡易内管施工士の資格所有者を常備している工事店（個人・法人）のうち、当社に登録された工事店は、給湯器等の設置に伴う簡易なガス内管工事について、お客さまから直接受注し施工できることとなります。

ただし、工事の施工後は、当社に工事内容を報告していただきます。

#### 3. 簡易内管施工登録店の基本理念

簡易内管施工登録店は、当社のガス事業者としての社会的責任を理解し、ガス事業法の精神を尊重して良質かつ確実なガス工事を行うことにより、保安の確保に努めなければなりません。

## 第2節 簡易内管施工登録店制度の内容

### 1. 簡易内管施工登録店

#### (1) 登録の要件

登録を希望される工事店は、以下の3つの要件をすべて整えていただきます。

常勤の役員、もしくは常備の従業員または代表者のうち一名以上が、（一社）日本ガス協会所定の簡易内管施工士資格を保有し当社の保安講習を修了した者であること。

第3章 第1節に定める工事の施工に必要な工具、機械器具等を所有していること（リース契約等により使用权が確保されている場合を含む）。

次に定める欠格事由に該当しないこと。

- ・ 個人事業者にあつては、代表者、法人事業者にあつては、役員または法人がガス事業法違反の罪により刑に処せられ、その執行を終えた日または執行を受けなくなった日より2年を経過しないこと。

- ・ 個人事業者にあつては、代表者、法人事業者にあつては、役員または法人がガス供給またはガス工作物に支障を与えたことによりガス事業法以外の法令違反の罪により刑に処せられ、その執行を終えた日または執行を受けなくなった日より2年を経過しないこと。
- ・ 簡易内管施工登録店の登録を取り消されてから2年を経過しないこと、または取り消し原因がある状態において自ら営業の廃止を届け出ることにより、登録を抹消されてから2年を経過しないこと。
- ・ 法人事業者にあつては、前項に該当する登録店の登録取り消し時もしくは抹消時に、個人事業者にあつては代表者、または法人事業者にあつては役員であった者が、役員となっていること。

## (2) 登録の申し出

登録を希望される工事店は、当社の「簡易内管施工登録店登録要綱」（以下「要綱」といいます。）を承認のうえ、所定資料および新規登録手数料（当社がお届けする払込用紙にて金融機関等でお支払いの上、領収書の写しを登録申込書に添付）を添えて申し出いただきます。

当社は前述の「登録の要件」をすべて満たしていると認めるときは、当社の簡易内管施工登録店として登録し、登録有効期間を明記した登録店証を交付します。

## (3) 登録の更新

簡易内管施工登録店制度は、登録店が常に登録要件を満たしていることを基本前提としているため、定期的に更新申込を行っていただくことにより、当社は登録店が登録要件を満たしているか否かの確認を行います。

登録の有効期間は登録日から1年間（新規登録の場合のみ、登録日より1年経過した直後の9月30日または3月31日の早い日まで）とします。

登録の更新を希望される場合は、所定資料および更新登録手数料（金融機関等でお支払いの上、領収書の写しを登録申込書に添付）を添えて申し出いただきます。

当社は前述の「登録の要件」をすべて満たしていること、また、次項（(4)登録の取り消し）に掲げる項目に該当しないと認めるときは、当社の簡易内管施工登録店として登録し、登録有効期間を明記した新登録店証を交付します。なお、有効期限切れの登録店証は自らの責任において破棄していただきます。また、更新申込を行わない場合も登録店としての工事施工を行う意志がないものと判断し、登録を取消します。

## (4) 登録の取り消し

登録店が次の各号のひとつでも該当する場合は、当社は、登録店の登録を取り消します。万一登録取り消し後も施工した場合には、当社は、ガス事業法第193条違反の罪で刑事告発することがあります。また、次の各号により当社が登録取り消しをした場合、それにより登録店に損害が生じても、当社は一切責めを負いません。

- ① 前述の「登録の要件」に定める要件を欠いたとき。

- ② 虚偽の工事報告をし、または工事報告を怠ったとき。
- ③ 認定施工者以外の者に簡易内管工事を施工させたとき。
- ④ 登録店が施工できる工事範囲以外の工事を施工したとき。
- ⑤ 施工した工事に技術基準不適合その他の瑕疵があり、当社が、登録取り消しを保安上必要と認めたとき。
- ⑥ その他当社の「要綱」に重大な違反をする等により、当社が、登録取り消しを必要と認めたとき。

#### (5) 登録店の地位継承

登録店が次の各号のひとつに該当する場合は、当社は、登録有効期間内に限り登録店の地位の継承を認めます。

- ① 登録店である個人が、新たに法人を設立し、その代表者となって引き続き簡易内管工事の施工を行う場合（その法人が「登録の要件」を満たす場合に限る）。
- ② 登録店である法人が、他の法人と合併し、合併後の法人が引き続き簡易内管工事の施工を行う場合。
- ③ その他当社が認めた場合。

#### (6) 登録店証

登録店は、登録店証を営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。登録店証を汚損、紛失したときは、直ちに再交付を受ける手続きを取らなければなりません。

また、登録店は、登録の辞退または登録の取消しとなった場合は、登録店証を速やかに当社へ返却しなければなりません。

#### (7) 登録店の表示

登録店は、簡易なガス内管工事の受注および施工に際し、登録店名（例えば、「〇〇株式会社」）に「簡易内管施工登録店（京葉ガス登録）」の表示を併記することができます。ただし、それ以外に、当社の名称、商標またはこれらに類似するものを表示することはできません。（表示してはいけない例 “京葉ガス登録店” “京葉ガス工事店” “京葉ガス認定店”）

#### (8) 登録店の遵守事項

登録店には、以下の事項を遵守していただきます。なお、遵守していただけない場合には、登録を取り消す場合があります。

- ① 簡易なガス内管工事は、当社に登録された認定施工者に施工させなければなりません。
- ② 簡易なガス内管工事の施工にあたっては、ガス事業法ならびに道路法・道路交通法・建築基準法・消防法・環境保全関係諸法令およびその他関係法令ならびに関係官公署の指示を遵守しなければなりません。
- ③ 当社が定めた「簡易内管施工登録店標準作業要領」（以下、「要領」といいます）等に従い、簡易なガス内管工事を施工することとします

- ④ 簡易なガス内管工事を施工することにより、ガスメーターを取り替える必要性が生じるようなガス消費量の大幅な変動が見込まれる場合等、「要領」等に記載のある工事については、事前に当社に連絡しなければなりません。
- ⑤ 簡易なガス内管工事完了後は、「要領」に定める方法により気密試験を実施し、ガス漏れがないことを確認しなければなりません。
- ⑥ 簡易なガス内管工事完了後は、「要領」等に従い速やかに当社へ工事の報告を行わなければなりません。
- ⑦ 受注し施工した簡易なガス内管工事について、工事記録簿を作成し、工事落成日より3年間保管しなければなりません。
- ⑧ 登録または更新申し出等の際に届け出た事項に変更があった場合は、当社に変更内容を届け出なければなりません。

## (9) 登録手数料

登録店になるための新規登録申し込みおよび更新登録申し込み（1年毎）をしていただく際には、登録手数料が必要となります。登録できない場合は、当社は理由を明らかにし申請者に通知します。その場合、登録手数料から「要綱」に定める審査経費を差し引いた金額を遅滞なく返還します。

## 2. 認定施工者

### (1) 責務

登録店が当社へ登録した認定施工者でなければ簡易なガス内管工事の施工を行うことはできません。認定施工者は簡易なガス内管工事に係わる設計・施工業務の全てを担務しなければなりません。

### (2) 認定施工者の要件

認定施工者とは、次号のすべてを満たす者をいいます。

- ① 登録店の常勤の役員、もしくは常備の従業員または代表者であって、簡易内管工事の施工者として当社へ登録した者であること。
- ② （一社）日本ガス協会所定の簡易内管施工士資格を保有した者であること。
- ③ 当社の保安講習を修了した者であること。

## 第3節 京葉ガスが実施する講習

### 1. 新規保安講習

#### (1) 保安講習内容

当社は、簡易内管施工士資格者に対し、以下の内容について半日の保安講習を実施します。

- ・当社への事前連絡・報告に関する事項
- ・緊急時の措置・連絡等の保安教育に関する事項
- ・当社の技術基準・施工要領・材料仕様などに関する事項
- ・その他必要な事項

#### (2) 講習の有効期間

保安講習受講修了の有効期限は、(一社)日本ガス協会簡易内管施工士資格の有効期限(3年ごとの更新)とし、簡易内管施工士資格の期間満了に伴う更新手続きを得ない場合は、保安講習受講修了の有効期間は簡易内管施工士資格の期間満了と同時に失効します。ただし、(一社)日本ガス協会簡易内管施工士資格更新後、更新前の有効期限内に当社の更新保安講習を受講することにより有効期限を3年間延長します。

#### (3) 保安講習有効期間の取扱い

保安講習の有効期間の取扱いを、以下のように入めます。

- ① 認定施工者が有効期間内に常備されていた登録店を退社した場合、登録店からの届出により、認定施工者としての登録が抹消され簡易なガス内管工事の施工ができなくなります。しかし、保安講習受講の有効期限は(一社)日本ガス協会の定める簡易内管施工士資格の有効期限までは有効とします。従って、有効期間内に他の登録店に常備され、当社に認定施工者として登録されれば簡易なガス内管工事の施工を行うことができます。ただし、有効期限の際、どこの登録店にもあるいは登録申請中の工事店にも常備されていない場合は、更新保安講習を受講できないため、保安講習受講の有効期限は失効します。
- ② 有効期限の際、更新保安講習を受講していない場合は認定施工者としての要件を欠くこととなります。従って、その者は、簡易なガス内管工事の施工をしてはなりません。

### 2. 更新保安講習

保安講習有効期限がきた認定施工者が継続して工事の施工を行うには、有効期限内に更新保安講習を受講しなければなりません。

更新保安講習の受講要件は、以下の通りとします。

- ① (一社)日本ガス協会簡易内管施工士資格の更新を修了していること。
- ② 登録店あるいは登録店申請中の施工店に常備されていること。

③ 保安講習受講の有効期限内であること。

(1) 更新保安講習内容

当社は、引続き登録を希望する認定施工者に対し、以下の内容について半日の更新保安講習を実施します。

- ・新工法・新技術等の紹介
- ・緊急連絡先の確認
- ・その他

**3. 保安講習修了証**

当社は、当社の保安講習（新規・更新とも）を修了した証として、（一社）日本ガス協会所定の簡易内管施工士資格証の裏面に当社保安講習の修了を記載いたします。

## 第4節 簡易内管施工登録店の申請・届出に関する手続き

### 1. 受付場所

■ 簡易内管施工登録店運営事務局

連絡先は、別紙「京葉ガスの担当部署一覧」を確認ください。

問合せ時間は、平日の9時～17時とします。(土・日・祭日、年末年始は除く)

### 2. 登録手数料等

簡易内管施工登録店の申込時に「要綱」に定める登録手数料をお支払いください。

なお、新規登録および更新登録において審査の上登録できない場合は、「要綱」に定める審査にかかった費用を差し引いた金額を返還します。

### 3. 保安講習受講料

当社の保安講習受講時に、「要綱」に定める保安講習受講料を会場にてお支払いください。

### 4. 登録申請手続き

#### (1) 新規登録店申請

当社は、「要綱」に基づき、申請内容が登録要件に適合していると認める場合、登録店としての登録を行い、登録店証を申請者へ交付します。申請は、以下の書類等を当社へ提出願います。

① 簡易内管施工登録店登録申込書(新規) 【様式-1】

登録を希望する企業ごとに申請書が必要です。

② 登記簿謄本

取得後3ヶ月以内のもの1通。

③ 印鑑登録証明書

取得後3ヶ月以内のもの1通。

④ (一社)日本ガス協会資格証の写し(表裏両面)

①に記入した簡易内管施工士の資格証の写し(表裏両面)。

⑤ 登録料払込受領証(写)

「要綱」に定める登録料を、当社がお届けする払込用紙にて金融機関で支払い、払込受領証の写しを添付してください。

#### (2) 更新登録店申請

登録の更新時期が近付くと、当社から登録店に更新の案内を送付します。登録の継続を希望する登録店は、更新の案内に定められた日までに、当社へ申請しなければなりません。

当社は、「要綱」に基づき申請内容が登録要項に適合していると認めた場合、登録店としての更新登録を行い、登録店証を申請者へ交付します。申請は、以下の書類等を当社へ提出願います。

- ① 簡易内管施工登録店登録申込書（更新）【様式－2】
- ② （一社）日本ガス協会資格証の写し（表裏両面）
  - ①に記入した簡易内管施工士の資格証の写し（表裏両面）が必要です。
- ③ 登録料払込の領収書（写）

「要綱」に定める登録料を、金融機関で支払い、その振込みを証する写しを添付してください。

#### 【登録の有効期限】

##### I. 新規登録時の有効期限

登録の有効期限は、新規登録を受けた日から1年を経過した直後の9月30日または3月31日の早い日までとします。

##### II. 更新登録時の有効期限

更新登録を受けた日から1年を経過した直後の9月30日および3月31日までとします。

#### (3) 登録店の地位継承申請

次に該当する場合は、当社へ地位継承の申請を行わなければなりません。

1. 登録店である個人が、新たに法人を設立し、その代表者となって引き続き簡易なガス内管工事を施工する場合。
2. 登録店である法人が他の法人と合併し、合併後の法人が引き続き簡易なガス内管工事を施工する場合。

申請には次の書類を使用いたします。

- ① 簡易内管施工登録店地位継承承認申請書【様式－3】
- ② 法人登記簿謄本  
取得後3ヶ月以内のもの一通。
- ③ 印鑑登録証明書  
取得後3ヶ月以内のもの一通。

当社は、「要綱」に基づき申請内容が登録要件を満たしていると認めた場合、申請者へ書面にて通知させていただきます。また、登録店証に記載の内容に変更が生じた場合は、申請者宛に新たな登録店証を交付いたします。その際、旧登録店証は速やかに当社へ返却願います。

#### (4) 営業所の移転申請

営業所が移転する場合は、当社へ届出なければなりません。

申請には、次の書類を使用します。

- ① 簡易内管施工登録店異動届【様式－4】
- ② 法人登記簿謄本（申請者が法人の場合）  
取得後3ヶ月以内のもの一通。

(5) 商号の異動届

当社へ登録した商号を変更するときは、速やかに次の書類を提出しなければなりません。

- ① 簡易内管施工登録店異動届【様式-4】
- ② 法人登記簿謄本（申請者が法人の場合）  
取得後3ヶ月以内のもの一通。

(6) 代表者の異動届

法人の代表者が異動したときは、速やかに次の書類を提出しなければなりません。

- ① 簡易内管施工登録店異動届【様式-4】
- ② 法人登記簿謄本（申請者が法人の場合）  
取得後3ヶ月以内のもの一通。
- ③ 印鑑登録証明書  
取得後3ヶ月以内のもの一通。

(7) 営業所所在地の住居表示の異動

営業所所在地の地番変更があった場合は、速やかに次の書類を提出しなければなりません。

- ① 簡易内管施工登録店異動届【様式-4】

(8) 営業所電話番号の異動届

営業所電話番号の変更があった場合は、速やかに次の書類を提出しなければなりません。

- ① 簡易内管施工登録店異動届【様式-4】

(9) 登録の辞退届

当社の登録を辞退する際は、次の書類を提出しなければなりません。なお、登録店は登録店辞退届提出日以降、登録店としての効力を失うものとします。また、登録店が登録を辞退した場合は、認定施工者の登録も合わせて辞退したものとして扱います。

- ① 簡易内管施工登録店辞退届【様式-5】
- ② 登録店証

(10) 認定施工者の追加申請

既に登録店である工事店に常備しており、新規に日本ガス機器検査協会簡易内管施工士を取得した方に当社保安講習を受講させる場合、次の書類を提出しなければなりません。

- ① 認定施工者異動届【様式-7】
- ② (一社)日本ガス協会資格証の写し(表裏両面)
- ③ 保安講習受講申込書【様式-8】

なお、保安講習の日程等については、当社簡易内管施工登録店運営事務局までお問い合わせ下さい。

(11) 認定施工者の更新講習申込

有効期限前に、保安講習受講申込書と保安講習開催予定表を当社より登録店へ送付しま

す。認定施工者として継続する場合、登録店は、対象認定施工者に更新期限日までに当社の更新保安講習を受講させなければなりません。

また、更新を行う前に（一社）日本ガス協会簡易内管施工士資格の更新が必要です。申請には、次の書類が必要です。

- ① 保安講習受講申込書【様式-8】
- ② （一社）日本ガス協会資格証の写し（更新済みのもの、表裏両面）

なお、保安講習受講申込書により、当社更新保安講習受講を希望された場合、受講表を受講日の2週間前までに申請者宛に送付します。

## (12)認定施工者の異動

### ■ 認定施工者の新規登録

新たに登録店へ入社した方（当社保安講習未受講者）が当社へ登録する場合、または当社保安講習修了施工者（ある登録店で認定施工者の登録を受けていた方が当該登録店を退職した場合）が保安講習有効期間内に登録店へ入社した場合、以下の書類により当社へ登録しなければ簡易なガス内管工事の施工は行えません。

- ① 認定施工者異動届【様式-7】
- ② （一社）日本ガス協会資格証の写し（表裏両面）
- ③ 保安講習受講申込書（当社保安講習の修了施工者は必要ありません）

なお、保安講習の日程等については、当社簡易内管施工登録店運営事務局までお問い合わせ下さい。

### ■ 認定施工者の常備解除

登録店が認定施工者の常備を解除した場合、以下の書類により当社へ届出を行わなければなりません。

- ① 認定施工者異動届【様式-7】

### ■ 認定施工者の氏名変更

認定施工者の氏名に変更が生じた場合は、次の書類を使用します。

- ① 認定施工者異動届【様式-7】
- ② （一社）日本ガス協会資格証の写し（表裏両面）

## (13)登録店証の再交付申請

登録店証の再発行は、以下に従い申請願います。

### ■ 登録店証を汚損した場合

- ① 登録店証再交付申請書【様式-6】
- ② 汚損した登録店証

### ■ 登録店証を汚損した場合

- ③ 登録店証再交付申請書【様式-6】

## 第3章 簡易内管工事事務取扱い

### 第1節 工事範囲

#### 1. 施工できる工事範囲

下表の範囲について工事ができることとし、この範囲の工事を「簡易なガス内管工事」とします。

項目	内容
圧力	工事約款で定める最高使用圧力以下（2.5kPa）
対象建物	当社が維持及び運用する導管によりガスの供給を受ける既築需要家で建物区分が一般業務用建物、一般集合住宅、一般（戸建）住宅（地下街、超高層、高層建物等は除く）
工事範囲	使用最大流量 16m <sup>3</sup> /h 以下のマイコンメーターより下流側の露出部分※の工事
工事種別	① フレキ管による「ガス栓増設」および「ガス栓・配管の位置替」の工事 ② ガス栓増設・位置替工事（継手のみ使用） ③ ガス栓取替工事 および、①②③の工事に伴う露出管の撤去工事、可とう管接続工事

※ 隠ぺい部であっても、点検口により施工範囲が容易に直接目視可能なもの、及び貫通部の両側の材料を確認でき、壁の中で分岐がない貫通は露出と見なす。

### 第2節 簡易内管施工登録店の施工

#### 1. 基本的考え方

当社は、ガス工作物の技術基準適合維持義務を果たすため、以下の事項を行います。

- ① 簡易内管施工登録店が行う全ての工事は、工事報告を義務づけます。
- ② 簡易内管施工登録店が行った工事について、技術基準適合状況およびその他保安上の観点から検査を行います。

#### 2. 簡易内管施工登録店の業務処理手順

##### (1) 基本事項

- ① 簡易内管工事の申込は、お客さまから簡易内管施工登録店に対して行われ、当社へ新たにガス工事の申込をすることは不要とします。
- ② 簡易内管工事は、必ず（一社）日本ガス協会簡易内管施工士資格を有し、当社が実施

する保安講習を受講し修了した者が施工しなければなりません。

- ③ 簡易内管施工登録店は、当社が定める「要領」等に従い、簡易内管工事を施工しなければなりません。

## (2) 事前連絡

- ① 簡易内管施工登録店は下記に定める工事に該当する場合は、当社へ事前連絡を必ず行わなければなりません。

(a) マイコンメーターの能力変更を伴う工事

(b) マイコンメーターの設定変更（口火登録等）を伴う工事

なお、事前連絡が必要な工事に該当するか否かは、当社が実施する保安講習の中で教育することとし、その判定は簡易内管施工士に責任を持って行っていただきます。

- ② 事前連絡が必要な工事が発生した場合、簡易内管施工登録店は、京葉ガスへ工事計画段階でFAXおよび電話連絡をしなければなりません。

なお、連絡先については、別紙「京葉ガスの担当部署一覧」、連絡内容については、「要領」にて確認をお願いいたします。

## (3) 見積

登録店は、お客様から申込まれた工事の内容により、お客様との間で自由に費用の算出を行い、見積の提出を行うことができます。

## (4) 工事施工

- ① 事前連絡が必要な場合、簡易内管施工登録店は当社と協議した内容を遵守し、その指示に従って施工日を確定し工事を実施します。
- ② 簡易内管施工登録店は、工事施工前に必ず漏えい検査を実施し、漏えいがないことを確認してから工事を施工します。
- ③ 簡易内管施工登録店は、工事完了時に必ず気密試験を実施し、漏えいがないことを確認していただきます。
- ④ 工事が完了したら、簡易内管施工登録店の施工者は「簡易内管工事施工者証」に必要な事項を記入の上、メーター立管に貼付して下さい。

## 3. 登録店が施工できない工事範囲の取扱い

お客さまからの工事申込内容に、簡易内管施工登録店が施工できない工事範囲が含まれている場合、登録店は施工範囲外の工事ということで、お客さまに対して下記の内容の説明を行わなければなりません。

- ① 施工範囲外の工事を施工できない理由。
- ② ①の工事を行う際は、京葉ガスへ工事の申込をしなければならないこと。
- ③ 京葉ガスに施工範囲外の工事を申込み際に、その費用負担者、連絡者は簡易内管施工登録店が代行するのか、需要家自身が行うのか。
- ④ 工事施工は、京葉ガスが行うこと。

- ⑤ 京葉ガスの見積は費用負担者のもとに送付されること。

#### 4. 京葉ガスへの工事報告

- ① 簡易内管施工登録店は、当社が指定する工事完了報告書【様式－9】にて、実施する全ての工事に関し、気密試験結果報告等の完了報告を行っていただきます。
- ② 工事報告は、すみやかに別に定める工事完了報告書を持参または郵送にて、当社に提出していただきます。
- ③ 工事報告には、次のどちらかを添付してください。

##### ■ 竣工図

竣工図の内容は既設管の材質、取り出し位置、取り出し材料を明記し、フレキ管の口径・延長を記入してください(竣工図は、工事完了報告書の裏面を使用して下さい)。

##### ■ 工事写真 (工事全体の検分が可能な場合に限りです)

工事写真は、施工前と施工後、およびガス栓取り出し部 (撤去工事の場合は撤去した部分)が分かるように撮影してください。提出写真は、基本的に2～3枚とします。

- ④ 未報告工事を発見した場合は、当社が確認の上、簡易内管施工登録店の登録を取り消す場合があります。

#### 5. 工事記録簿

登録店は「要領」に従い工事記録簿を作成しなければなりません。

### 第3節 京葉ガスが実施する工事検査

#### 1. 基本的考え方

当社は、簡易内管施工登録店が実施した工事に対し、書類検査を全数行うとともに、現場の抜き取り検査を行い、技術基準適合の確認を行います。

#### 2. 不合格時の措置

当社の検査により不適合が発見された場合は、簡易内管施工登録店に対し改善の指示を行い、簡易内管施工登録店は速やかに改善処置を取ります。

- ① 不合格の発生が多い簡易内管施工登録店は、当社が個別の指導を行います。
- ② 悪質な違反 (工事範囲外の施工、改善の指示に従わない等) については、登録を取り消します。

## 第4節 工事材料の販売

### 1. 購買登録の申請

当社から工事材料の購入を希望される登録店は、本節に定める取引条件等を承認のうえ、「工事材料購買登録申請書」【様式-10】により、購買登録を申し出いただきます。

当社では、申請書受領後、購買登録コード（工事材料注文書に記入する登録店ごとのコード）を作成し、登録店に通知いたします。

### 2. 材料の購買方法

#### (1) 注文受付窓口

材料の注文受付およびお問い合わせ先は、別紙「京葉ガスの担当部署一覧」を確認ください。

#### (2) 注文方法

登録店は、「工事材料注文書」【様式-11】に必要項目を記入し、上記注文窓口に来社、または FAX にて注文してください（FAX の場合、送信した後に電話にて注文書受信の確認をしてください）。

また、材料によっては在庫がないものがあります。その場合、取り寄せに時間を要する場合がありますのでご注意ください。

#### 工事材料注文書の記入項目の内容

項目	記入内容
注文依頼年月日	注文年月日
登録店番号	登録店証に記載された登録店番号（1桁-4桁-2桁）
購買コード	購買登録した登録店のコード（5桁）
登録店名	登録店証に記載された会社名・商号、印
代表者氏名（印）	届出された代表者氏名
担当者名	注文の問合せ担当者
連絡先	当社からの連絡先電話番号及びFAX番号
希望納品方法	納品方法が船橋倉庫での「引渡」または「宅配」を選択 「宅配」による引渡しで、受取希望時間を指定する場合は記入（AMまたはPM）
品名	注文する材料の品名、コード、規格 （簡易内管工事材料一覧表を参照）
コード(品名・材質)	
規格(口径×変数)	
数量	整数（購入単位に注意）
希望受取日	注文日の翌日以降を記入（ただし、土・日・祭日・年末年始・当社指定休日は除く）
指定受取日	注文時未記入（当社から後日連絡する指定日を記入）

(3) 注文受付時間

受付時間は、平日の9時～17時とします（土・日・祭日・年末年始・当社指定休日は除く）。

(4) 販売対象材料

『要領』および『簡易内管工事材料一覧表』を参照願います。

(5) 受注の確認

当社は注文書受領後、在庫を確認のうえ、登録店に工事材料の受取可能日（指定受取日）を電話等で連絡いたします。

また、受取可能日の連絡がない場合や、注文材料に変更があった場合は、当社へご連絡ください。

(6) 工事材料の受取り

① 倉庫引渡し

受取可能日以降に、当社の材料倉庫にて直接工事材料を受け取ることができます。

受取り時には、登録店および注文内容の確認照合のため、「工事材料注文書」の原本持参をお願いいたします。

なお、その際に当社にて提示する受領書に受取印を押印していただきます。

受取り時間は、平日の9時～17時とします。

（土・日・祭日・年末年始・当社指定休日は除く）

【当社材料倉庫】

所在地・連絡先は、別紙「京葉ガスの担当部署一覧」を確認ください。

② 宅配便による引渡し

指定受取日以降に、当社の材料倉庫で材料集荷後、宅配業者により配送します。

配送先は当社へ登録された登録店営業所在地とし、現場への配送は行ないません。

宅配便での受取りは、特段の事情がない限り受取可能日の翌日には可能です。

また、受取時間の希望をされる場合は、午前もしくは午後の指定が可能です。

受取り時には、「工事材料注文書（原本）」または材料と同梱の「納品書（登録店控）」と注文内容の確認照合をお願いいたします。

なお、工事材料の送料については、登録店の負担とさせていただきます。

(7) 材料代金の請求

材料代金の請求は当社からの出庫ベースで毎月末日締めとします（注文が毎月末日以前でも引渡しが翌日以降の場合は、翌月の請求分となる）。

また、1ヶ月分の代金請求書と代金請求明細書、および払込用紙を注文した翌月の10日頃に登録店に送付させていただきます。

#### (8) 入金期日・方法

登録店は、代金請求書および代金請求明細書の内容を確認後、請求があった月の翌月 10 日までに当社から送付された払込用紙により、指定金融機関等または当社営業所等に現金にて入金してください。

ただし、10 日が金融機関休業日の場合は、翌営業日までとします。

### 3. 入金遅延の場合の措置

入金が遅延となった場合は、当社より入金依頼の連絡をさせていただきます。また、入金期日までに入金がない場合は、以降の注文をお受けしない場合があります。

加えて、入金の遅延が多い登録店に対しては、担保金を申し出る場合があります。

### 4. 返品

材料の返品は原則としてお断りします。ただし、材料自体の不良があり返品を希望される場合は、受付窓口にお申し出ください。材料確認後、適切な処理をさせていただきます。

### 5. 販売価格

『簡易内管工事材料一覧表』を参照願います。

なお、当社が販売価格を改定した場合は、購買登録の申し出がある登録店に対して改定後の『簡易内管工事材料一覧表』を送付いたします。

### 6. その他遵守事項

- ・ 簡易なガス内管工事の施工に必要な工事材料は、登録店のみに対し販売するものとします。よって、登録の失効、取消し、または、営業の廃止等に伴う登録の抹消を受けた場合は、登録店としての効力を失うため工事材料の購入はできません。
- ・ 当社で販売する工事材料は、当社の簡易なガス内管工事に使用することを目的に販売するものであり、他の用途への使用は禁止いたします。

【様式-1】

## 簡易内管施工登録店登録申込書（新規）

年 月 日

京葉ガス株式会社 御中

住所

氏名



簡易内管施工登録店として登録願いたいので、貴社の定める「簡易内管施工登録店登録要綱」を承認の上、同要綱に基づき申し込みます。

申し込み者の主たる 事業所名と所在地	
	(電話番号)

常勤または常備して いる簡易内管施工士 の氏名	

	保有工具等の種類	数量	
保有工具、車両、機械 器具、圧力測定器具 等の種類と数量			
	【圧力測定器具】		

- 備考 1. 「簡易内管施工登録店登録要綱」に定める登録料の振込みを証する写しを添付すること。
- 法人にあっては主たる事業所の登記簿謄本を添付すること。
  - 簡易内管施工士の資格証の写しを添付すること。
  - 印鑑登録証明書を添付すること。
  - 事業所が複数の場合は、事業所ごとの申込書を作成すること。

【様式一2】

## 簡易内管施工登録店登録申込書（更新）

年 月 日

京葉ガス株式会社 御中

住所

氏名



簡易内管施工登録店として登録を更新願いたいので、貴社の定める「簡易内管施工登録店登録要綱」を承認の上、同要綱に基づき申し込みます。

登録店番号	1 — —
申し込み者の主たる 事業所名と所在地	
	(電話番号)

常勤または常備して いる簡易内管施工士 の氏名	

	保有工具等の種類	数量
保有工具、車両、機械 器具、圧力測定器具 等の種類と数		
	【圧力測定器具】	

- 備考 1. 「簡易内管施工登録店登録要綱」に定める登録料の振込みを証する写しを添付すること。
2. 簡易内管施工士の資格証の写しを添付すること。
3. 事業所が複数の場合は、事業所ごとの申込書を作成すること。

## 簡易内管施工登録店 地位継承承認申請書

京葉ガス株式会社 御中

## 【継承者】

		登録店番号	-	-
フリガナ		フリガナ		
商号		代表者氏名		印
フリガナ				
住所	電話番号 ( )			

## 【被継承者】

フリガナ		フリガナ		
商号		代表者氏名		印
フリガナ				
住所	電話番号 ( )			

## 【認定施行者の異動】

氏名	日本ガス協会資格番号	地位継承後の異動
		常備・退社・その他 ( )
		常備・退社・その他 ( )
		常備・退社・その他 ( )
		常備・退社・その他 ( )
		常備・退社・その他 ( )
		常備・退社・その他 ( )
		常備・退社・その他 ( )

備考 1. 法人にあつては主たる事務所の登記簿謄本を添付すること。

2. 印鑑登録証明書を添付すること。

## 簡易内管施工登録店 異動届

京葉ガス株式会社 御中

		登録店番号	-	-
フリガナ		フリガナ		
商号		代表者氏名		印
フリガナ				
住所				
		電話番号	(	)

## 【異動内容】

項目	新	旧
フリガナ		
商号		
フリガナ		
代表者		
フリガナ		
住所	〒	〒
電話番号	( )	( )

異動日： 年 月 日

## 【異動理由】

- 備考 1. 法人にあっては主たる事務所の登記簿謄本を添付すること。  
2. 代表者の異動の場合は印鑑登録証明書を添付すること。

【様式-5】

年 月 日

### 簡易内管施工登録店 辞退届

京葉ガス株式会社 御中

		登録店番号	-	-
フリガナ		フリガナ		
商号		代表者氏名		印
フリガナ				
住所	電話番号 ( )			

【辞退理由】

【辞退日】

年 月 日

備考1. 登録店証を添付すること。

## 簡易内管施工登録店証 再交付申請書

京葉ガス株式会社 御中

		登録店番号	-	-
フリガナ		フリガナ		
商号		代表者氏名		印
フリガナ				
住所	電話番号 ( )			

## 【登録店証再交付理由】

--

備考 1. 汚損の場合は、汚損した登録店証を添付すること。

## 認定施工者 異動届

京葉ガス株式会社 御中

		登録店番号	-	-
フリガナ		フリガナ		
商号		代表者氏名		印
フリガナ				
住所				
		電話番号	(	)

## 【認定施工者の新規登録】

氏名	日本ガス協会資格番号	資格有効期限	講習受講
(カナ)		年 月 日	未・済
(カナ)		年 月 日	未・済
(カナ)		年 月 日	未・済

- 備考 1. 日本ガス協会簡易内管施工士資格証（写）を添付すること。  
2. 未受講者の方は、保安講習受講申込書に必要事項を記入し添付すること。

## 【認定施工者の常備解除】

氏名	日本ガス協会資格番号	退社日
(カナ)		年 月 日
(カナ)		年 月 日
(カナ)		年 月 日

## 【認定施工者の氏名変更】

新氏名	旧氏名	日本ガス協会資格番号
(カナ)	(カナ)	
(カナ)	(カナ)	

- 備考 1. 新しい氏名の身分証明書を添付すること。  
2. 保安講習受講申込書に必要事項を記入し添付すること。

【様式-8】

## 保安講習受講申込書

(新規・更新)

年 月 日

京葉ガス株式会社 御中

		登録店番号	
フリガナ		フリガナ	
会社名		代表者氏名	
フリガナ	〒		
住 所		電話番号	

	氏 名		日本ガス協会資格番号	受講希望日
受 講 申 込 者	新・更	(加)		年 月 日
	新・更	(加)		年 月 日
	新・更	(加)		年 月 日
	新・更	(加)		年 月 日
	新・更	(加)		年 月 日
	新・更	(加)		年 月 日
	新・更	(加)		年 月 日
	新・更	(加)		年 月 日

- 備考 1. すでに登録されている工事店の場合、京葉ガス登録番号をご記入下さい。
2. 受講を希望される方全員のお名前・日本ガス協会簡易内管施工登録士資格番号・受講希望日をご記入下さい。

【様式-9】

## 簡易内管施工登録店 工事完了報告書

京葉ガス株式会社

受付日	年	月	日 ( )
-----	---	---	-------

施工日	年	月	日 ( )	報告日	年	月	日 ( )
-----	---	---	-------	-----	---	---	-------

施工場所	市
(電話番号)	

登録店番号：1 - -
登録店名
印

お客さま名	
メーター登録番号	

認定施工者氏名
印
日本ガス協会資格番号 ( )

↑  
メーター登録番号が不明の際は、メーター番号を記入

建物区分	ガスメーター 使用最大流量
------	------------------

★ 工事内容

<p>■ 該当する工事に○をする</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>ガス栓増設</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>ガス栓位置替</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>ガス栓取替</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>フレキ配管位置替</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>その他 ( )</td></tr> </table>	<input type="checkbox"/>	ガス栓増設	<input type="checkbox"/>	ガス栓位置替	<input type="checkbox"/>	ガス栓取替	<input type="checkbox"/>	フレキ配管位置替	<input type="checkbox"/>	その他 ( )	<p>■ 使用工事材料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">品名</th> <th style="width: 20%;">コード</th> <th style="width: 40%;">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	品名	コード	数量																		
<input type="checkbox"/>	ガス栓増設																															
<input type="checkbox"/>	ガス栓位置替																															
<input type="checkbox"/>	ガス栓取替																															
<input type="checkbox"/>	フレキ配管位置替																															
<input type="checkbox"/>	その他 ( )																															
品名	コード	数量																														

★ 機器内容 【新規取付・取替・無】

■ 該当する機器に○をする			
<input type="checkbox"/>	給湯器 ( 号 ) 【給排気方式】	<input type="checkbox"/>	ふろ給湯器 ( 号 ) 【給排気方式】
<input type="checkbox"/>	ふろ釜 【給排気方式】	<input type="checkbox"/>	小型湯沸器
<input type="checkbox"/>	( )	<input type="checkbox"/>	コンロ ( 数 )
<input type="checkbox"/>	( )	<input type="checkbox"/>	その他 ( )

★ 気密試験

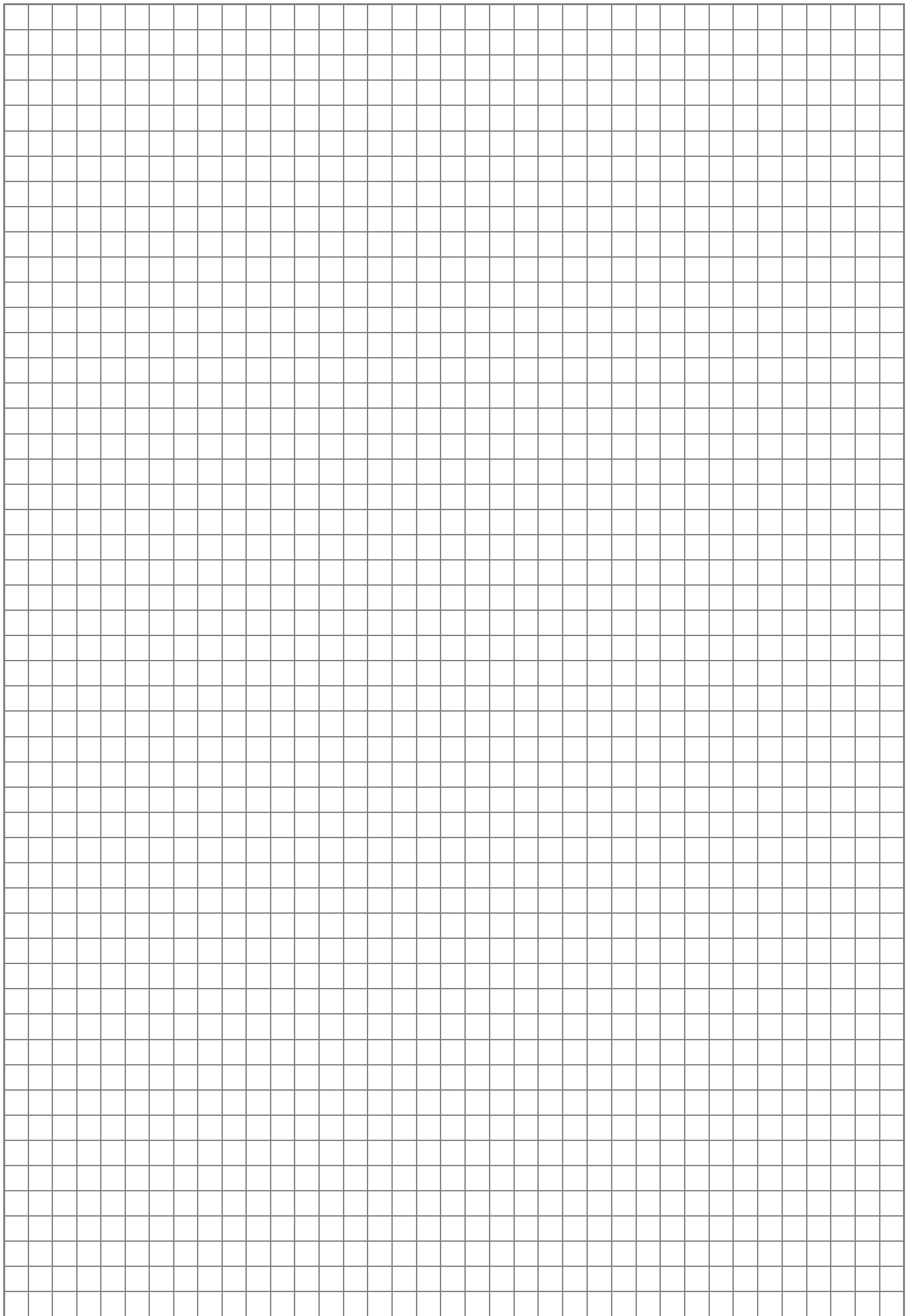
合・否	気密試験方法
kPa 分	<input type="checkbox"/> 水柱ゲージ
	<input type="checkbox"/> チャンバー型圧力計
	<input type="checkbox"/> デジタルマノメーター
	<input type="checkbox"/> 自記圧力計

★ 添付資料

<input type="checkbox"/> 竣工図	<input type="checkbox"/> 工事写真
------------------------------	-------------------------------

《 備考欄 》

京葉ガス 検収印	
TL	担当



## 工事材料購買登録申請書

年 月 日

京葉ガス株式会社 御中

登録店番号

登録店名

住 所

代表者氏名



貴社の簡易なガス内管工事を施行するにあたり、貴社より工事材料を購入したいので、  
購買登録を申請いたします。

なお、取引条件等は貴社の「簡易内管施工登録店施行要領」に定める販売条件を遵守い  
たします。

印は、法人の場合は会社実印、個人の場合は代表者の実印をお願いします。



## 京葉ガスの担当部署一覧（2021年1月以降）

## 1. 簡易なガス内管工事を管理する箇所

工事完了報告・事前連絡・建物区分の確認等、施工に係る全般

担当部署	住 所	連絡先	
導管工事部 内管工事センター 保全工事グループ	〒272-8580 市川市市川南 2-8-8	TEL	047-325-3341
		FAX	047-325-4300

## 2. ガス漏れ等の緊急連絡箇所

既設管の漏えいを確認（施工前、施工後）した場合

担当部署	住 所	連絡先	
供給保安部 緊急保安センター （ガス漏れ専用電話） 365日 24時間 対応	〒272-8580 市川市市川南 2-8-8	TEL	047-325-1049
		FAX	047-325-4012

## 3. 工事材料販売の注文窓口

材料の注文受付およびお問い合わせ

（材料の購入には事前登録が必要です。事前登録は、運営事務局にお問い合わせください。）

担当部署	住 所	連絡先	
導管工事部 内管工事センター 保全工事グループ	〒272-8580 市川市市川南 2-8-8	TEL	047-325-3341
		FAX	047-325-4300

## 1. 簡易内管施工登録店 運営事務局

各種申請等の窓口です。

担当部署	住 所	連絡先	
供給企画部 供給技術グループ内	〒272-8580 市川市市川南 2-8-8	TEL	047-325-4512
		FAX	047-325-4150

※ 受付時間は、“ガス漏れ等の緊急連絡”を除いて平日の9時～17時となります。

（土・日・祭日・年末年始・当社指定休日は除く）